

令和5年大崎上島町議会（第4回）定例会会議録（第2号）

1 令和5年12月13日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 巖
3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
5番	尾尻康二	6番	進藤雅通
7番	水橋直行	8番	森 ルイ
9番	上青木 至	10番	信谷俊樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

7番	水橋直行	8番	森 ルイ
----	------	----	------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	宮地丈彦	書記	角本奈緒子
--------	------	----	-------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町長	谷川正芳	副町長	小田 博
教育長	恵良隆久	総務課長	山本秀樹
企画課長	川本亮之	税務課長	平道龍二
住民課長	柿本賢士	会計課長	亀井成美
福祉課長	川野義彦	保健衛生課長	竹下良二
地域経営課長	坂田 誠	建設課長	藤原通伸
下水道課長	下川 昇	教育課長	有田芳徳

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1 議案第60号 広島県市町総合事務組合規約の共同処理する事務の変更及び
広島県市町総合事務組合規約の変更について

第 2 議案第61号 大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

第 3 議案第62号 大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例について

- 第 4 議案第 6 3 号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第 5 議案第 6 4 号 大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 6 5 号 大崎上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 6 6 号 大崎上島町下水道事業の設置等に関する条例について
- 第 8 議案第 6 7 号 大崎上島町下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例について
- 第 9 議案第 6 8 号 令和 5 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 0 議案第 6 9 号 令和 5 年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 1 議案第 7 0 号 令和 5 年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 2 議案第 7 1 号 令和 5 年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 3 議案第 7 2 号 令和 5 年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 4 議案第 7 3 号 令和 5 年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 5 議案第 7 4 号 令和 5 年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 6 議案第 7 5 号 令和 5 年度大崎上島町漁港管理特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 7 議案第 7 6 号 令和 5 年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 8 会議の経過は次のとおりである。

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第 1、議案第 6 0 号広島県市町総合事務組合理約の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第60号広島県市町総合事務組合格約の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合格約の変更について提案説明を申し上げます。

本案は、広島県市町総合事務組合に対し、組合の構成団体である府中町から職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理したい旨の申請があったことに伴い、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、組合より本町に対し組合格約の変更についての協議がありました。よって、広島県市町総合事務組合格約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

改正内容につきましては、組合格約別表第2の左欄の事務のうち、1の組合市町の職員に対する退職手当の支給に関する事務について、府中町に係る事務を新たに加えるものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第60号広島県市町総合事務組合格約の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合格約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり

決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、議案第61号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第61号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

令和5年8月7日に人事院より国家公務員給与改定の勧告がありました。その内容は、公務員と民間の給与を比較した結果、民間が公務員給与を上回っていることから、月例給については民間給与との較差を埋めるため平均1.1%を引き上げ、特別給についても民間の支給割合に見合うよう0.1月分引き上げることとしたものであります。本町におきましても、人事院勧告に準じ、職員給与等の改定を行うこととし、月例給については令和5年4月1日から、特別給については公布の日から適用することとしております。

詳細につきましては、総務課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

まず、職員給与の改定については、人事院勧告と同様に、月例給については民間給与との較差を埋めるため、初任給では高卒初任給を7.8%、1万2,000円引き上げるとともに、これを踏まえ初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、全体の号給について一定の改善が及ぶよう所要の改正を行うこととし、平均改定率は1.1%となっております。

特別給については、民間の支給状況等を踏まえ支給月数を0.1月分引き上げることとし、年間の総支給月数は期末手当が2.4月から2.45月、勤勉手当が2.0月から2.05月となり、合計では4.4月から4.5月となります。

期末勤勉手当の特別給の支給割合については、現行では6月期よりも12月期の支給割合が高くなっておりますが、令和6年度支給分から支給対象勤務期間が同一であることを踏まえ6月期と12月期の支給割合を均等とすることとしております。

次に、手当の新設について。

こちらにつきましても、人事院勧告と同様に、在宅勤務等を中心とした働き方をする職

員については在宅勤務等に伴う光熱水費等の経費負担が大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設することとし、その手当の概要は、住居その他これに準ずる場所で一定期間以上継続して1か月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に月額3,000円を支給するものです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 民間と公務員の給与較差の是正ということではありますが、これは役場の内部で正規の職員と会計年度任用職員の格差についてはどのようにお考えでしょうか。実際全部を見たわけではないので全てがそうであるとは思いませんが、ただ一般の職員、正規の職員と会計年度職員と同等の業務をこなしておられる方もおられると思いますけども、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 閑田議員の質問にお答えします。

一般職員と会計年度任用職員との差についてどのように思われるかということですが、一般職員と会計年度任用職員との差については確かに一般職員と同等の業務を行っている方もいらっしゃると思います。しかし、会計年度任用職員は本町において様々な業務をこなしている方もいらっしゃいます。ただ、一般職員と同等、勤務時間またそれ以外の部分のところについて、全く同じということとは思っていないところでございます。しかしながら、昨今、昨今というか今の働き方、またうちの一般職の職員の数等を考えてみますと、今現在、例えば勤勉手当への部分のところについては、会計年度任用職員については支給されることとなっておりますけれども、次年度以降国の人勧等もございまして、そういったこともあって一般職員のところに近づいているものと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 勤務時間に関して言えば、個別の契約に応じて、例えば通常で見ると時短のような形で短い時間で勤務されたりとかいろいろなことがあると思います。た

だ、業務内容っていうのは一緒ですよって考えたときには、じゃあ一般の職員の給与をそのまま時間割にしたらどうなんっていう話にはならないですか。そこまでは求めませんけれども、ただ最低賃金に毛の生えたようなものじゃちょっとかわいそうなような気がするんですけどね、いかがです。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 会計年度の任用職員の給与につきましては、条例のほうで一般職に準じたところで定めております。ただ、一番初めに会計年度がなられたときの号給等につきましては、一般職が1年目に入るところよりも上でございます。そういったところも踏まえまして、最低賃金もございまして昨年引き上げたこともありますし、そこにつきましては適正なものと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 昨今の人手不足の状況も鑑みるに適正とは思えませんけれども、そこは様々な事情があると思いますので、これ以上は申し上げません。

最後にもう一つ、管理職の手当についてなんですけれども、正味残業手当がなくなる分、結局係長より課長級のほうが収入が少ないというような状況が発生したりとか、この場で言うのがいいのかどうか分かりませんが、例えば総務課長とほかの所管課の課長さんという職責の重さが違うわけですよ。そこで、手当等で差をつけることはできないんですかね。町長さん、お答え願えますか。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（小田 博君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

その件につきましては、私が任命されてから一応検討もしたことはございます。県内の市町の状況を見ますとほぼ同等という現状でございまして、今おっしゃられた総務課長と他の課長が責任の度合いが違うんじゃないかということで、その部分も調べてみましたが、そういった取扱いをしている団体もございます。これからは今後の検討だろうというふうに今現在は思っておるところでございます。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今の副町長の答弁の部分ですけど、多分総務課長の職責が重たいものが僕もあると思うんですが、その中で大崎上島町は課制でやっていますよね。例えば、今もともと総務企画課としたのを分けて総務と企画って分かれたような形になっていると

思うんですが、総務だけはほんなら部制にして課長を置くような形で、職責を変えるような形で責任の所在をはっきりするという事はできないですか、検討の一つとして。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（小田 博君） 水橋議員のご質問にお答えをいたします。

端的に言うと、部制を取るとかそういうことだろうかというふうに認識したんですけど、当町の場合は団体自体が小規模でございますので、部制を取ってやっていくことはなかなか難しいということがあろうかというふうに今は考えております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 部制というのは全体の部制という意味じゃなくて、例えば一部だけ責任の所在をはっきりする、今さっき責任の所在もあるんでなかなか平等に難しいという部分があって難しいという話だったんで、その部分だけ切り取ったような状態の責任の所在をはっきりする上でしっかり管理、監督をしてもらわなきゃいけん部をつくった上で、その下に今までの総務課、企画課等々みたいな、全体にいくんではなくてその部分の話としてです、全体の話じゃなくてです。という意味での検討はできないのかなという意味です。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（小田 博君） お答えいたします。

今の言われた質問とちょっと違うかもしれませんが、決裁規程というのが町にはございまして、この決裁規程の中では今現在総務課長が一般の課の課長よりは決裁権が多いということになっております。その後、その上にまたつくろうとなるとちょっと難しいことがあるかなというふうには考えております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） できない、考える必要はないということですかね。今の答弁だと決裁権は別に部長に持ってきやええだけの話なような気がするんで。なかなか前向きには考えようという気はないという意味で受け取ったらよろしいですか。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（小田 博君） 今現在の組織体系の中ではなかなかそういうような方向が取りにくいかなという、そういう趣旨のご回答でございます。また、よろしく願います。

○議長（信谷俊樹君） ほかにございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第61号大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、議案第62号大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第62号大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年度人事院勧告に基づき大崎上島町職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、会計年度任用職員においても同様の改定を行うこととし、条例の一部を改正するものです。

改正内容は、会計年度任用職員の給料について、一般職員月例給の改定に準じて改定することとし、令和6年4月1日から適用することとしております。また、会計年度任用職員の期末手当については一般職員の期末手当の改定に準じて改定することとし、公布の日から適用することとしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第62号大崎上島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、議案第63号督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第63号督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、町税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料、地方自治法で定める町の歳入において、督促状を発する際に徴収する督促手数料について収納の効率化及び電子化の推進、徴収コスト削減等の観点から督促手数料の徴収を廃止するため、関係条例を整備するものでございます。

なお、施行期日は令和6年4月1日としております。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） それでは、督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の詳細について説明いたします。

現在、町税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料、地方自治法で定める分担金等の町の歳入については、納期限を経過してもなお納付がない場合、納期限経過後20日以内に督促状を発しななければならないとされており、条例の規定により督促状1通につき100円をその際の手数料として徴収しております。

現在、地方税においても、国の電子化への取組推進により、共通納税システムの税目拡大やQRコードを塗布した納付書による電子納付が進行しています。電子納税の場合は、手書きによる督促手数料加算が困難であり、督促手数料対象であるにもかかわらず当初発送した納付書により納付された場合は督促手数料のみ印刷した納付書を再発行する必要が生じ、その際の郵送代等の費用が手数料を上回っている状態にあります。さらに、令和6年度からは指定金融機関が取り扱う納付書1通当たりの手数料が請求される予定です。

また、県内において、督促手数料を徴収している自治体は3割弱であり、うち1つは当町と同様の理由により令和6年4月から廃止する方向と伺っており、近隣市町との均衡を保つ必要があると考えます。

このような観点から、徴収コストの削減、町民の利便性や電子化の推進を図ることを目的として、大崎上島町税条例、大崎上島町介護保険条例、大崎上島町後期高齢者医療に関する条例及び大崎上島町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の督促手数料の徴収に関する規定の削除を行うものであります。

説明は以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） これは常任委員会のときもちょっと話があったんですけど、抑止力として逆に上げるということではできんのんですか。例えば、手数料1,000円とか。

○議長（信谷俊樹君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） 抑止力として考えているのは延滞金を徴税するということで、そちらのほうを重点に置いていきたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第63号督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、議案第64号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第64号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

改正の要旨は、出産予定の国民健康保険被保険者の保険税について、産前産後期間相当分を免除するというものでございます。

なお、施行期日は令和6年1月1日としております。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定ください

ますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） それでは、大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の詳細について説明いたします。

今回の改正案は、出産予定の国民健康保険被保険者の方のその年度に納める保険税の所得割額と均等割額について、産前産後期間、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月相当分を免除するというものです。

なお、双子等の多胎妊娠の方については、6か月相当分が免除となります。妊娠85日以上の分娩が対象で、死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます。

出産予定日の6か月前から届出ができ、出産後の届出も可能です。原則届出制ですが、出産届等により事実が確認されれば職権により対応させていただきます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案の理由説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第64号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第6、議案第65号大崎上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第65号大崎上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、それに伴い特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、大崎上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、子ども・子育て支援法第19条第1項及び認定こども園法第3条第11項の引用を改めるとともに、そのほか所要の改正を行うもので、施行期日は公布の日としております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第65号大崎上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第7、議案第66号大崎上島町下水道事業の設置等に関する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第66号大崎上島町下水道事業の設置等に関する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、平成30年度に下水道事業に係る国の制度が見直され、下水道事業が地方公営企業に移行することとなったため、地方公営企業法第4条に基づいて地方公営企業の設置に必要な事項を定め、関連する条例について所要の改正を行うものでございます。

また、特環公共下水道と農業集落排水事業の統合に伴う関連する条例についても改正を行うこととしております。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。慎重審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 下水道課長。

○下水道課長（下川 昇君） 大崎上島町下水道事業の設置等に関する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、地方公営企業法に基づき経営の基本に関する事項等を定めることとしております。

主な内容につきましては、第1条、設置につきまして、町民の公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資するため、下水道事業を設置する。

第3条としまして、経営の基本では、下水道事業は常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならないとしております。この中で、農業集落排水事業は公共下水道事業と統合しましたので、規定しておりません。

第5条、組織では管理者を置かないこととしており、町長が管理者の権限を行うこととなります。

第7条、議会の同意を要する賠償責任の免除では、職員の賠償責任の免除について議会の同意が必要なものを10万円以上と定めております。

第8条、議会の議決を要する負担付寄附の受領等では、議会の議決を要するものを10万円以上と定めています。

附則においては、関連する条例の一部改正等を定めております。

大崎上島町課設置条例では、下水道事業が地方公営企業となりますので、下水道課を削除しております。

大崎上島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例では、公営企業部局を追加することとしております。

大崎上島町特別会計条例では、下水道事業が地方公営企業となりますので、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の特別会計を削除しております。

大崎上島町集落排水処理施設条例では、公共下水道、農業集落排水事業の統合により、農業集落排水事業を削除し、漁業集落排水事業のみとしております。

このほか、大崎上島町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例、大崎上島町債権管理条例、大崎上島町下水道事業減債基金条例、大崎上島町下水道事業経営審議会条例、大崎上島町下水道条例、大崎上島町排水設備指定工事店条例、大崎上島町特定環境保全公共下水道の処理場設置に関する条例、大崎上島町下水道事業受益者分担金に関する条例、大崎上島町下水道事業排水設備改造資金利子補給に関する条例の一部を改正することとしており、改正内容につきましては、町長を、公営企業の事務に係るものについては公営企業管理者の権限を行う町長または管理者に改めるものでございます。

施行期日につきましては、令和6年4月1日としております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 1点だけ、第1条の町民の公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置するということなんですけども、これは漁業関係者から水質に関して言うと、きれいになり過ぎてもうちょっと緩和して放流してくれんかというようなことが話で出てきよるような状況の中で、この併せて公共用水

域の水質の保全に資するためという文言は要らないのではないのでしょうか。ちょっときれいになり過ぎとる、汚いでも流しゃええのにと思うんですけど。

○議長（信谷俊樹君） 下水道課長。

○下水道課長（下川 昇君） 閑田議員の質問にお答えします。

水質保全なんですけど、一応今取決めで広島県のほうに提出している基準っていうのがありまして、その基準をクリアするための水質の基準となっております。ただし、言われるように水質が良過ぎることがありますので、これについては今後県と協議しながら基準を改めていこうとは思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 基準を改めるところについては継続的に取り組んでいくしかないと思うんですけども、この文言は要らないと思いません。

○議長（信谷俊樹君） 下水道課長。

○下水道課長（下川 昇君） 言われるとおりのなんですけど、一応水質は今後も守っていかうと思しますので、そのまま入れさせていただきたいと思します。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第66号大崎上島町下水道事業の設置等に関する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第8、議案第67号大崎上島町下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第67号大崎上島町下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町下水道事業の設置に伴い、地方公営企業法に基づき下水道事業職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものでございます。

なお、下水道事業職員の給与の種類及び基準については、大崎上島町職員の給与に関する条例に準じて定めております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第67号大崎上島町下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり

決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第9、議案第68号令和5年度大崎上島町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第68号令和5年度大崎上島町一般会計補正予算（第4号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,102万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億5,550万7,000円と定めるものです。

補正予算の主な内容は、人事院勧告の実施等に伴う人件費のほか、ふるさと納税推進事業、物価高騰等による住民の経済的負担の緩和策、町道の維持管理事業の執行に要する経費の追加計上等、そのほか事業の執行に伴い予算の補正が必要となった事業について所要の補正を行うものです。

第2表繰越明許費では、新たに地域医療介護総合確保事業についてその事業費を翌年度に繰り越すこととし、第3表債務負担行為の補正では、上水道事業会計補助金等16事項の追加を、第4表地方債の補正では、事業費等の補正に伴い、起債の限度額について補正を行っております。

歳入歳出では、負担金、国県支出金、寄附金、町債を計上し、歳入金により歳入歳出予算の均衡を図っております。

詳細につきましては、総務課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） それでは、一般会計補正予算（第4号）の詳細について説明申し上げます。

予算書の5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費では、大崎福祉会の介護職員、宿舍、施設整備に要する補助金について事業の年度内の完了が見込めないことから、地域医療介護総合確保事業1,865万9,000円について次年度に繰り越すこととしております。

6ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為の補正では、水道企業団が実施する大崎上島町水道施設最適化検討見直し業務に対する補助金として、上水道事業会計補助金及び東野保健福祉センター等15施設の指定管理委託料について追加計上しております。

8ページをお願いします。

第4表地方債の補正では、大崎上島情報化推進事業等4事業について、事業費の増額に伴い所要の調整を行いましたので、起債の限度額について総額で800万円の増額を行っております。

12ページをお願いします。

歳入予算ですが、国庫支出金では国庫負担金の民生費、国庫負担金として令和4年度実績確定に伴い生活保護費国庫負担金103万9,000円の追加等を、国庫補助金の総務費国庫補助金では住民基本台帳システム改修に要する費用の補助金として社会保障・税番号システム整備費補助金636万9,000円の追加を、民生費国庫補助金では障害者自立支援給付審査支払いシステム改修事業に対する補助金として障害者総合支援事業49万5,000円の新たな計上等を、13ページをお願いします、引き続き国庫補助金ですが、衛生費国庫補助金として事業費の増額見込みに伴い新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金93万5,000円の追加等を計上しております。

県支出金では、県負担金の広島県移譲事務交付金として額の決定に伴い土木建築公共事業移譲交付金60万円の追加等の計上を、寄附金では、事業実績見込みに伴いふるさと納税寄附金1,150万円の増額を計上しております。

14ページをお願いします。

繰入金では、基金繰入金の財政調整基金繰入金として歳入歳出予算の均衡を図るため、財政調整基金繰入金6,972万3,000円の追加を、ふるさとづくり基金繰入金については充当事業費の増額に伴い1,042万8,000円の追加を、共同墓地基金繰入金については横浜霊園墓地使用料返還金相当額を該当事業に充当することに伴い15万円を新たに計上しております。

次に、町債ですが、総務債ではW i - F i 環境構築事業費の増額に伴い大崎上島情報化推進事業270万円、衛生債では木江保健福祉センター整備費の追加に伴い保健福祉センター整備事業170万円、農林水産業債では県営事業負担金の増額に伴い県営畑地帯総合整備事業負担金230万円、教育債では需用費の増額に伴い海と島の歴史資料館整備事業130万円の追加をそれぞれ計上しております。

15ページをお願いします。

歳出予算ですが、会計全体にわたり人事院勧告の実施等に伴う人件費の補正を行っております。

総務費では、総務管理費の財政管理費に認定団体としてふるさと納税の増額見込みに係る団体交付金の不足分としてふるさと納税推進事業1,725万4,000円の追加を、16ページをお願いします、徴税費の賦課徴収費では、森林環境税項目追加に伴うシステム改修に要する経費等として賦課徴収諸費146万4,000円の追加を、戸籍住民基本台帳費では、法改正に伴う住民基本台帳システム改修に要する経費として戸籍住民登録事務諸費709万5,000円等の追加を計上しております。

17ページをお願いします。

次に、民生費ですが、社会福祉費の社会福祉総務費に国民健康保険事業特別会計繰出金383万2,000円等の追加を、障害者福祉費では、障害者自立支援給付審査支払いシステム改修に要する経費として障害者福祉諸費99万円の追加を、人権対策費では、扶助費、実績見込みの増に伴い人権対策諸費50万6,000円の追加を計上しております。

18ページをお願いします。

児童福祉費の児童措置費では、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の実績確定に伴う返還金として児童扶養手当支給事業56万3,000円の追加を、ひとり親家庭等福祉費では、母子生活支援施設入所に係る措置費として母子生活支援施設措置費負担金96万8,000円の新たな計上を、19ページをお願いします、生活保護費の扶助費ですが、令和4年度生活保護費国庫負担金の実績確定に伴う返還金として生活保護費159万8,000円の追加を計上しております。

次に、衛生費ですが、保健衛生費の保健衛生総務費に横浜霊園墓地使用料の返還金として町営共同墓地管理事業15万円等の追加を、予防費では、ワクチン追加接種に伴うシステム改修に要する経費として新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業93万5,000円の追加を、環境衛生費では、年間見込み件数の増に伴う小型合併処理浄化槽設置事業への流用補填分として環境衛生諸費127万6,000円の追加を、保健福祉センター費では、木江保健福祉センターへの太陽光発電設備設置に要する設計費の追加として木江保健福祉センター整備費220万3,000円の追加を、温泉管理費では、ふれあいの館給湯管漏水工事に伴う流用補填分等としてふれあいの館管理費362万6,000円の追加を、20ページをお願いします、診療所費ですが、耳鼻科診療所院内処方開始に伴う先

行執行分の補填等として診療所運営費 51万9,000円の追加を、上水道費では、物価高騰等による住民の経済的負担を軽減するための水道基本料金の3か月間無償化に要する負担金として上水道事業会計負担金1,815万円の新たな計上をしております。

次に、農林水産業費ですが、農業費の農地費に経営事業費の増額に伴い大崎東区畑地帯総合整備事業795万6,000円等の追加を、21ページをお願いします、水産業費では、漁港管理特別会計繰出金18万7,000円の減額、漁業集落排水事業特別会計繰出金3万3,000円の追加を計上しております。

22ページをお願いします。

土木費では、道路橋りょう費の道路維持費に町道等の維持管理に要する経費の追加として道路維持費600万円の追加を、河川費の急傾斜地崩壊対策費では、移譲交付金の増額決定に伴い急傾斜地維持管理費60万円の追加を、23ページをお願いします、都市計画費の公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金778万8,000円の追加を、住宅環境改善費及び空家等対策費では、住宅新築改築及び空き家活用に対する助成金の申請見込額の増に伴い住宅新築改築助成事業1,042万8,000円、空家等対策事業120万円をそれぞれ追加し、住宅費の住宅管理費では、町営住宅の維持管理に要する経費の追加として町営住宅維持管理費234万円等の追加を計上しております。

24ページをお願いします。

教育費ですが、小学校費の教育振興費では、指導者用のデジタル教科書と指導書のセットについて購入見込み数の増に伴い東野小学校費44万5,000円、大崎小学校費89万6,000円の追加を計上しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問は一問一答方式とし、質問数の制限はありませんが、同一質問の回数は3回までとします。

それでは、質問される方はページ数、款項目節を言って質問してください。

水橋議員。

○7番（水橋直行君） 15ページ、3の2の1の3、財政管理費についてなんですか、先ほどの説明でふるさと納税は増税が見込まれるので増の補正をかけるという説明を受けたんですが、これは昨日の僕の一般質問でも自分の意思是ちゃんと公で言うとかという質

問をしたんで自分の今の意見も含めた上で質問させていただくんですが、このふるさと納税指定団体に対して、先日長期総合計画策定中のため指定団体を外します、今年度いっぱいという文章を役場のほうから送っているんですが、増収が見込まれるとか等々含めて、ふるさと納税というのはあくまでも納税者が町の支援のために自分が任意に決めたところの市町村に寄附というか納税をするための制度だと思うんですが、その中でさらにその町で活動してある団体に対して、そこの団体に利用してほしい、そこを一生懸命バックアップしたいという意思表示のためにそこの団体に対して目的を持った納税をしたりするための制度があって、以前、僕が前期のときには、もともといただいた税金を交付するための要綱しかなかった上で、前町長の下、一指定団体しかなかった部分に対して、議会側からの要望も含めた上で各団体にもっと間口を広げ、もっと町を盛り上げていかないといけないね、そういうふうな制度ができないかということで指定団体という形で指定できるような要綱をつくっていただきました。

その要綱をなくし、もともと支払うための、別要綱に定める指定団体もしくは町長の指定した団体という条項があるんですが、その指定団体の要綱を外し、町長の意向だけを残すような指示を町長自らどうも担当に出したように聞いているんですが、わざわざせっかく今まで町を盛り上げてくれた団体、一緒に町と手をつないで一生懸命活動してくれていた団体を外してまで、町長の意向だけを残すような指示を出す必要があるのかという不思議なのと、長期総合計画ってあまり直接的には関係ないと思うんですが、そのために一部だけを排除するようなことをするのは変だと思うんですが、長期総合計画のために、全体を見直すためにやるのであれば、一旦全団体をクリアにして、その上で長期総合計画にのっとったふるさと納税の指定団体を決めますというんならその理由としては理屈は分からなくてもいいんですが、そもそもそんなことをする必要性が全くないと思うんです。今までの町の努力、企業の努力、各団体の努力を全部無にするような、しかも長期総合計画を基にということは、今年度いっぱい切った上で計画ができるのはまた2年後なんですよ。その間はクリアになった状態の無の状態にしかならない。わざわざ、嫌がらせとしか思えないような施策を取るのとはなぜなのでしょう。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

少し誤解がございます。この団体を個別にということよりも、長期総合計画に伴って全体のふるさと納税に対する仕組み、より一層増額を求められるような形を検討していくに当

たって、今個別にどうこうというよりも、まだその説明が、私が担当に不十分だったかもしれませんが、一旦その制度の一方だけがなくなるかのような説明の仕方がどうもなされたようでございます。しかし、私どもとしては、決してその1つをとという意味ではなくて、ふるさと納税全体の在り方を考え直してより増額を目指す、その公表の仕方も含めて再検討していくという制度を考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） そのとおりだったらそうなのでしょうけど、実際に表に出てる指示って3団体今ある一部の団体だけを切りますという文章しか出てません。それに対して、もしそれはなかったですよと言うてクリアにするのであれば今の説明はそのとおりだと思いますが、増税を目指すためにわざわざ税金をたくさん指定していただいておりますを切るというのは説明に無理があると思うし、全体を変えるのであれば、一部にだけ指示しか出ないというのは全体を考えた指示ではないと思うんですが、今言いよる指示が説明不足で間違いであった、それはなしとしますという意味で捉えればよろしいですか。今表に出た文章は実際に送られてるんですよ。これは、申し訳ありません、勘違いで早とちりのものを出しました、一旦なしにしますという意味で捉えさせてもらってよろしいですか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） その文章につきましては、昨日水橋議員から見せていただいて、承知はしております。しかしながら、その文章についての責任は私にはあります。しかし、決裁をしてそのようなものが出てたかどうかについては、その手続を踏んでないものとして、責任者として私がその文章に対して取るというのは、結果的にその文章に対する説明責任は私にあると思います。しかしながら、私の本意は先ほど申しましたように、皆様方にもきちっと説明をした上で、そこの展開については長期総合計画の中で検討していくということで捉えていただければと思っております。

○7番（水橋直行君） すいません、答えになってないんですが。3回しかないんで、ちゃんと答えてほしいんですが、その文章をなかったことにするのか、しなかったのかという質問なので、それについては答えてないんですが。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 私の決裁を受けたものではなかったということでございます。

○7番（水橋直行君） いや、すいません、答えだけ。なしになるのかありになるのかという質問なんです、答えになってないんですが。回答を求めてもいいですか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） その点につきましては、より皆様方にも説明をして、全体のことの取りまとめのほうにぜひ協力をいただければと思っております。

○7番（水橋直行君） いや、答えになってないんですけど。

○議長（信谷俊樹君） 暫時休憩いたします。10時15分から再開いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

町長。

○町長（谷川正芳君） 水橋議員の撤回か撤回しないかということにつきましては、撤回をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 分かりました。ありがとうございます。

ついでにちょっとお願いなんです、要綱なので議会に付託するような内容じゃないならそれまでなんです、税に関しては町民も大きく関わるものだと思いますので、こういうのって議会に多少なりとも相談があってもええと思うんですが、要綱であってもこういう大きな案件は相談をいただくことは不可能ですか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 水橋議員の質問にお答えします。

おっしゃるとおり、こういったふるさと納税は、特に住民だけではなく全国の本町を支援していただいている方とかにも全て関わってくることだと思います。今回そういったことも議会またその団体の方々に全く相談をしていなかったことは反省いたします。以後、そういったことのないよう議会の皆様方に相談しながら、また執行部のほうでもよく相談しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○7番（水橋直行君） よろしくお願ひします。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質問はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 今の件に関連して一言。今回その文章を出してなされようとした手続というのは、町長が常々おっしゃっておられます最後の1人まで取りこぼさない、住民一人一人の声を大切にするとといった発言をまるっきり無視といいますか、すつとばかりしてしまって民主的とは到底言えない手続の踏み方だと思いますので、今後十分気をつけて運営していただきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第68号令和5年度大崎上島町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第10、議案第69号令和5年度令和5年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第69号令和5年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ7,131万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,893万1,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では、県支出金7,160万9,000円、国庫補助金5,000円を追加し、繰入金30万3,000円を減額計上しております。

歳出予算では、実質見込み等に伴い、保険給付費7,179万2,000円、総務費34万円、諸支出金651万2,000円を追加し、基金積立金733万3,000円を減額計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第69号令和5年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第11、議案第70号令和5年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第70号令和5年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年度大崎上島町介護保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ24万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,058万3,000円と定めるものとございます。

補正予算の内容は、歳入予算では、繰入金により歳入歳出予算の均衡を図り、歳出予算では、総務費に人事院勧告の実施に伴う職員人件費24万6,000円の追加を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第70号令和5年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第12、議案第71号令和5年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第71号令和5年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正

予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年度大崎上島町公共下水道事業特別会計の総額に歳入歳出それぞれ778万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,127万7,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では、繰入金778万8,000円の追加により、歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、公共下水道総務費に人事院勧告の実施に伴い職員人件費14万1,000円を、公共下水道事業費に大崎浄化センター床排水ポンプ更新工事、脱水機更新工事の経費として処理場維持管理費に160万1,000円、特環大崎処理区下水道管路等調査点検業務に要する経費として管路施設維持管理費に604万6,000円の追加計上をしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第71号令和5年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第13、議案第72号令和5年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第72号令和5年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計の総額に歳入歳出それぞれ3万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,741万7,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では、繰入金3万1,000円の計上により歳入歳出予算の均衡を図り、歳出予算では、農業集落排水総務費に人事院勧告の実施に伴い職員人件費3万1,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第72号令和5年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり

決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第14、議案第73号令和5年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第73号令和5年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ3万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,898万8,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では、繰入金3万3,000円の計上により歳入歳出予算の均衡を図り、歳出予算では、漁業集落排水総務費に人事院勧告の実施に伴い職員人件費3万3,000円を追加計上しています。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第73号令和5年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第15、議案第74号令和5年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第74号令和5年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年度大崎上島町港湾管理特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ70万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,442万3,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では、繰入金70万6,000円を追加計上し、歳出予算では、港湾費に人事院勧告の実施に伴い職員人件費70万6,000円の追加を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 港湾管理ということでお伺いします。

それぞれの港の維持管理に関するものであると認識しておりますけれども、これに各港の駐車場は含まれますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 港湾の管理でございますけれども、敷地が県有地また町有地に分かれてございます。その中で一括して建設課で所管をして管理しております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 県有地、町有地と分かれているものを一括で管理しているというのは、私が先ほど聞いたことの答えになっていないと思うんですけども、要は駐車場であってもそれは一括で管理されているということですか。港の施設として駐車場も含まれているのですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 厳密には含まれてない駐車場もあるんですけども、町としては港の施設として管理をしているという意味でございます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） では、含まれているということで。

1点、大西港の第2駐車場なんですけども、今年の夏場に一回も草刈りがされなかったと思うんです。駐車場に車が止められないような状況になりつつあったので、これは適正な管理をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 適正な管理に努めてまいります。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第74号令和5年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第16、議案第75号令和5年度大崎上島町漁港管理特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第75号令和5年度大崎上島町漁港管理特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年度大崎上島町漁港管理特別会計予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正に定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では、繰入金18万7,000円を減額し、繰入金18万7,000円の追加を計上して予算の均衡を図っております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第75号令和5年度大崎上島町漁港管理特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第17、議案第76号令和5年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第76号令和5年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和5年度大崎上島町交通事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ59万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,785万9,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では、繰入金59万1,000円を追加計上し、歳出予算では、人事院勧告の実施に伴い運航費用で船舶職員人件費39万9,000円、営業費用で一般職員人件費19万2,000円の追加をそれぞれ計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第76号令和5年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり決定されました。

お諮りします。

議案等調査のため、12月14日から12月19日までの6日間休会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、12月14日から12月19日までの6日間休会することに決定されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

20日も9時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前10時38分 散会